

大通達甲（警務）第2号
平成14年3月6日

簿冊名	例規
保存期間	常用

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警 務 部 長

組織改編に伴う例規文書の読替え措置について（依命通達）

大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）及び大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）が改正されたことに伴い、改正事務の合理化の観点から依命通達（甲）及び示達（甲）に規定中の用語のうち「総括補佐」については「次席」と、「広報課が所掌することが妥当である場合の課名」については「広報課」と、「広報課が所掌することが妥当である場合の所属長名」については「広報課長」にその他改正内容に純粹に読み替えられる部分については、読み替えて運用することとしたので、事務処理に誤りのないようになしてください。

なお、単純な用語の読み替え以外に規定内容を見直し改正する場合又は読み替えることが困難な場合若しくは疑義が生じるおそれがある場合については、該当主管課において速やかに改廃の手続きをとってください。

（警務課法制係）